

# ③ 選挙運動の方法

選挙運動の方法は、大別すると印刷物その他の文書図画によるものと、演説その他の言論による選挙運動に分類されます。

## 文書図画

文書図画とは文字や記号、絵、写真などが記載されたものすべてをいいます。文書図画による選挙運動は、お金のかかる選挙の原因となりやすいことから、特に詳細な規制があります。選挙運動に使える文書図画は次のものだけで、他のものを使うことは禁止されています。また有権者に選択材料を提供して合理的選択を行えるよう「選挙公報」も配布されています。

### ● 選挙で使用できる文書図画 ●

- 選挙運動用の通常はがき
- ビラ
- ポスター
- 新聞広告
- 選挙事務所のポスター、立札、看板など
- 選挙カーに取り付けるポスター、立札、看板など
- 演説会場のポスター、立札、看板など

それぞれ、規格、数量(回数)、使い方(配布方法や掲示場所等)などについて詳細に決められています。

- 候補者が身につけている、たすきや胸章など

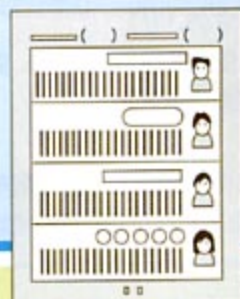
これについては特段の制限はありません。

### ■ 「選挙公報」

選挙管理委員会が発行するもので、候補者の経歴や政見、政党の政策などが掲載されています。

投票日の2日前までに全世帯に届けられます。

※衆議院議員選挙・参議院議員選挙・都道府県知事選挙で発行されます。  
その他の地方自治体の選挙では、その地方自治体の自主的な判断で発行されます。







① 立候補

② 選挙運動

③ 選挙運動の方法

④ 選挙運動の費用

⑤ 選挙時の政治活動

⑥ 投票区と開票区

⑦ 投票

⑧ 開票

⑨ 当選人の決定

データ

⑩ 選挙違反とその罰則

⑪ 否認の禁止

⑫ 選挙に関する争訟

データ

● インターネットについて ●

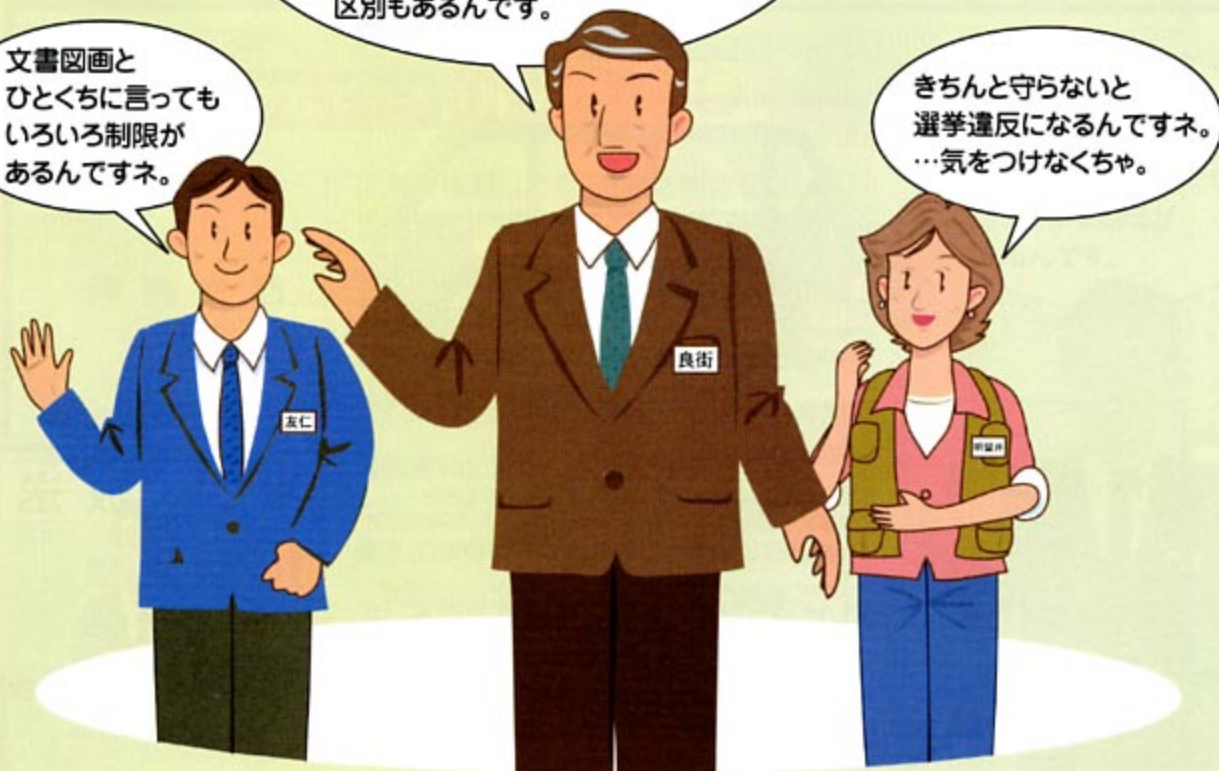
コンピュータのディスプレイ上の文字も、公職選挙法という文書図画ですから、現在は選挙運動には使えません。しかしインターネットの急速な普及から、これを取り入れるべきではという意見も多く、法律を改正するかどうかの検討が行われています。



ここにあげたものでも選挙の種類によって、使えるものと使えないものがあるんですよ。国政選挙では、「候補者が使う」「政党が使う」「その両方が使う」という区別もあるんです。

文書図画とひとくちに言ってもいろいろ制限があるんですネ。

きちんと守らないと選挙違反になるんですネ。…気をつけなくちゃ。





## 言論・その他

言論による選挙運動は、有権者にとっては候補者の人物や意見を知るのに役立ち、また候補者や政党にとっても直接訴えられる利点があります。これに関しても一定の制限が設けられています。

### ● 言論による主な選挙運動 ●

#### 演 説 会

候補者が開催するもの（個人演説会）と、衆議院議員の選挙で候補者や候補者名簿を届け出た政党が開催するものがあります。開催回数に制限はありませんが、選挙の種類によって、演説会の開催中使用できる立札や看板の総数が定められており、その結果、同時に開催できる数は制限されます。

※これ以外の選挙運動の演説会はすべて禁止で、開催できません。

#### 街 頭 演 説

候補者が行う街頭演説は、所定の標旗を立て、その場にとどまっています。衆議院議員選挙ではこのほかに、候補者や候補者名簿を届け出た政党が、停止した選挙カー（船舶）の上や周辺で街頭演説を行うことができます。いずれの場合も時間は午前8時～午後8時で、電車や駅構内、病院等は禁止されるなどの場所的な制限もあります。

#### 連 呼 行 為

演説会、街頭演説の場所、選挙カー（船舶）の上で行います。選挙カー（船舶）上での連呼は、午前8時～午後8時の間に限られています。



#### 政 見 放 送

候補者の政見や主張をテレビやラジオで放送します。

※衆議院議員、参議院議員、都道府県知事選挙で実施。  
衆議院小選挙区選挙、衆議院比例代表選挙、参議院比例代表選挙では、政党による政見放送が行われます。

#### 経 歴 放 送

テレビやラジオを通して、候補者の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を紹介するもの。

※衆議院小選挙区選挙、参議院選挙区選挙、都道府県知事選挙で実施。







- ① 立候補
- ② 選挙運動
- ③ 選挙運動の方法
- ④ 選挙運動の費用
- ⑤ 選挙時の政治活動
- ⑥ 投票区と開票区
- ⑦ 投票
- ⑧ 開票
- ⑨ 当選人の決定
- データ
- ⑩ 選挙違反とその罰則
- ⑪ 寄附の禁止
- ⑫ 選挙に関する争訟
- データ



● 自由にできる選挙運動 ●

文書による選挙運動は「できる」と決められた形のものしかできませんが、言論による選挙運動はここで説明したような制限に触れなければ誰でも自由に行うことができます。たとえば次のようなことができます。

**電話での投票依頼**

だれでも自由に行えますが、候補者や出納責任者の指示でかけるような場合、料金は選挙運動費用に加算されます。



**個々面接など**

来訪者や街頭で出会った人などに投票を依頼することができます。ただし自分の方から訪ねる場合は「戸別訪問の禁止」に当たらないことが必要です。また選挙演説会ではない集まり(街頭以外での場所)で、選挙運動の演説をすることもできます。

● 禁止されている行為 ●

**戸別訪問**

投票を依頼したり、投票を得させない目的で戸別訪問することは禁止されています。また選挙運動のため、演説会や演説があることを戸別に告知することや、特定の候補者や政党の名前を言い歩くことも戸別訪問になります。

**飲食物の提供**

選挙運動に関して飲食物を提供することは、湯茶といわゆるお茶うけ程度の菓子のほかは禁止されています。ただし衆議院の比例代表選挙以外の選挙では、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に限り、限られた数と単価の弁当を提供できます。

